

日本遠洋旋網漁業協同組合 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間
2. 内 容

目標1：令和7年3月末までの年次有給休暇の取得日数をさらに促進し、目標日数を一人当たり年間5日以上とする。

<対策>

- 令和2年4月～ 令和2年4月1日より年次有給休暇に関する付与算定基準日が4月1日に変更となったため、これに伴う管理方法等の調整・整備を行い、取得状況把握及び管理を開始する。
- 令和2年7月～ 工場長会議等で行動計画を公表する。
- 令和2年9月～ 新基準日による上半期での有給休暇の消化状況を把握する。
- 令和3年3月～ 新基準日による下半期での有給休暇の消化状況の把握、及び、1年間での有給休暇の消化状況を把握する。
- 令和3年4月～ 前年同様の年間の消化状況等を把握、及び以後継続的な年度ごとの消化状況を把握する。